

水道・下水道の使用に関する 各種手続について

こんな時は必ず役場に 届け出てください

水道(以下、下水道も含む)の使用を開始(再開含む)する、中止(一時中止含む)する、または使用者が変わる場合などは、役場への届け出が必要で、届け出が無い場合は、後にトラブルの原因になる場合があるのでご注意ください。

【受付時間】

- ・平日(土日祝祭日および年末年始を除く)
- ・午前8時30分～午後5時15分まで

水道の使用を開始する時

水道の使用を開始する場合は、「使用開始届」の提出が必要で、

【受付方法】

郵送またはFAXでの届け出は受け付けますが、電話やインターネットでの受け付けは行っていません。

【止水栓の開栓作業について】

止水栓の開栓(水道の元栓を開けること)は、役場から

職員が伺い作業を行います。その際は、建物内の蛇口が全て締まっているかどうか事前に確認願います。蛇口が開いていたり、漏水の可能性がある場合は開栓できません。

- ・平日(土日祝祭日および年末年始を除く)
- ・午前9時～午後5時まで

【注意事項】

使用開始当日に届け出がなかった場合、早急に対応できない場合がありますので、使用開始予定日の前日までに届け出を済ませることをお勧めします。

「使用開始届」を提出せずに水道の使用を開始した場合は、町長が認定する水道料金(以下、料金)を納めていただきます。また、場合によっては罰則を科されることもありますので、必ず届け出を行うようにしてください。

水道の使用を中止する時

水道の使用を中止する場合は、「使用中止届」の提出が必要で、

【受付方法】

郵送またはFAX、電話での届け出は受け付けますが、インターネットでの受け付けは行っていません。

【止水栓の開栓作業について】

使用中止の場合、すぐに使用再開される場合(概ね一週間程度)を除き、止水栓を閉栓(水道の元栓を閉めること)します。

- ・平日(土日祝祭日および年末年始を除く)
- ・午前9時～午後5時まで

【注意事項】

水道の使用をやめても、中止の届け出がない場合は、いつまでも基本料金がかかり続けるため、必ず届け出を行うようにしてください。

使用中止の場合、料金の精算方法(現金払、口座振替など)についてお知らせください。

水道の使用者が変わる時

水道の使用者が変わる場合は、「使用者変更届」の提出が必要となります。また、支払方法や料金請求書の送付先に変更がある場合についても同様に届け出てください。

【受付方法】

郵送またはFAX、電話で

の届け出は受け付けますが、インターネットでの受け付けは行っていません。

料金の口座振替手続きについて

料金の口座振替手続きは、次の窓口で手続きできます。

- ・町内の各金融機関(ひやま漁協を除く)
- ※ゆうちょ銀行については、口座振替申込書記載後ご本

【問い合わせ先】

- ・環境水道課業務係
- ☎0137-6263-2020
- ☎0137-6263-2120
- ・熊石総合支所地域振興課
- 上下水道係
- ☎01398-23111
- ☎01398-23230

合併処理浄化槽設置補助の募集について

町では、生活排水による河川・水路などの公共水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、下水道整備区域以外(下水道整備区域内にあっては当分の間整備が見込まれない場合)の方がトイレの汚水だけでなく、台所やお風呂などの雑排水も処理できる合併処理浄化槽を設置する場合に、予算の範囲内で補助金を交付しますので、次により補助金交付希望者を募集します。

【募集予定数】15基

【募集期間】

- 第1期：4月10日(月)～4月28日(金)
- ※第1期で予定数を上回った場合には、新築住宅を優先し、改築については抽選により決定します。
- 第2期：第1期で予定数に達しない場合、5月1日(月)以降に随時受付します。※予定数に達した時点で受け付けは終了します。

【補助金額】・5人槽：70万円まで ・7人槽：90万円まで
・10人槽以上：130万円まで

【問い合わせ先】環境水道課下水道係 ☎0137-63-2020